【身体障害者等の軽自動車税（種別割）減免基準フローチャート】

※身体障害者等とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方をいいます

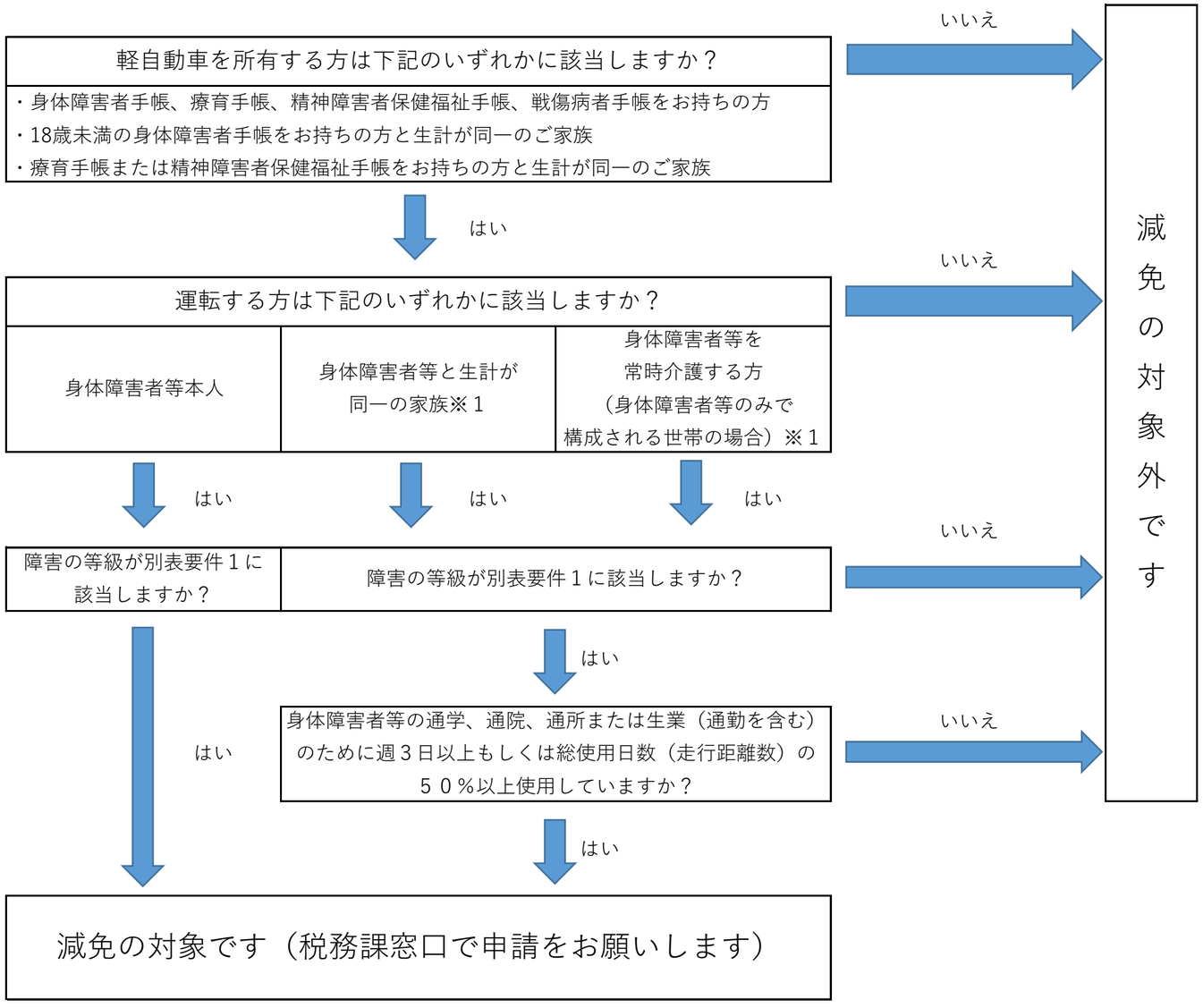

※１　減免資格証明書の交付が必要です（当市の福祉介護課で発行できます）

※　車検証に「事業用」と記載されている自動車及びリース車両は減免の対象外です

※　すでに普通自動車やその他の軽自動車で減免を受けている方は重複して減免を受けることはできません